

○佐賀市火入れに関する条例

平成17年10月1日

条例第162号

(趣旨)

第1条 この条例は、佐賀市の区域内の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号）第21条に規定する許可の申請その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長にその申請をしなければならない。

2 申請者は、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定めなければならない。

(許可の要件等)

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の全てに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

2 市長は、火入れの許可をするときは、火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示することができる。

3 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査を行い、速やかに決定するものとし、許可を行うときは許可証を交付し、不許可とするときはその旨を書面をもって通知するものとする。

(許可後における指示)

第4条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第5条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第6条 一団の火入地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、市長は、1ヘクタールを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第7条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(火入責任者の義務)

第8条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火帯の設置及び第10条に定める火入れに従事する者(以下「火入従事者」という。)の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ、火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第9条 火入責任者は、火入地の周囲に規則で定める防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第10条 火入者は、火入れに当たっては、規則で定めるところにより、火入従事者を配置しなければならない。

2 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第11条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第12条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発せられた場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他の延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発せられた場合には、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第13条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防署長に連絡することができる体制を確保しておかなければならない。

(消防署長への通知等)

第14条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防署長にその旨を通知するものとする。

2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に職員を火入れに立ち合わせるができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市火入れに関する条例（昭和61年佐賀市条例第36号）、大和町火入れに関する条例（昭和59年大和町条例第23号）、富士町火入れに関する条例（昭和59年富士町条例第16号）又は三瀬村火入れに関する条例（昭和59年三瀬村条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。